

別記四

要求書

- 一 退職手当制度の改訂(勤続一年未満は二ヶ月半年多二ヶ月増し)
- 一 疾病傷害手当の勤続中給料を金額支給とし
- 一 年一回の考査の與(口)(半期二ヶ月合)
- 一 最低賃金制の改訂(口)(月給一割)
- 一 出張旅費の戻り(男子三十五名女子二十五名)
- 一 時間外手当を支給し(口)五十名以上
- 一 女子寮内入居者増加し(口)
- 一 説明部和田君五十名(口)
- 一 近藤事務長多(口)
- 一 年次中の給料を支給し(口)
- 一 年次費の依り振替者を出(口)又(口)
- 一 年次費の一切負担し(口)

以上

別記五

雇傭契約解除通知書

貴殿がシネマバシス前雇傭契約の左記理由に依り昭和二年五月九日限り解除仕候也

理由

一 貴殿等従業員より提出に係ル再度の懇願書に對シテハ當方ニ於テ充分考慮ノ

上慎重審議ナリシ昭和七年五月十日午後一時開答ナリマスモ昔諭告シタルニ  
抱ハス業時中ニ安然罷業ナリタル行為ハ一般觀客ニ對シテ多大ノ迷惑ヲ  
及ボシ且ツ當方ニ對シテ莫大ノ損害ヲ蒙ラシメタル事實  
二 貴殿等ノ後勤ハ労働争議トシテ都下ノ各新聞紙上ニ發表サレタル夕メ金融閉  
塞ニ到底今後ノ経営持統ノ見込ナキ故

昭和二年五月九日

以上

東京市神田區淡路町二一四  
發信人 シネマバシス

鈴木禎治